

第 4567 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月11日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社員が役員になったときに支払う退職金

Q：当社の社員がこのたび、役員になりますので、この社員に退職金を支給しようと思えます。税務上、どのような取扱いになりますか？

A：退職給与規程に基づく退職金は、損金に算入されます。

【解説】

会社の使用人が役員になった場合、法的には、それまでの雇用契約がいったん解除となり、新たに委任契約が結ばれたこととなります。したがって税務では、使用人が役員に昇格する際に支給される退職給与については、原則として損金算入を認めています。恣意性を排除するため、法人の退職給与規程に基づき、使用人であった期間に係る退職給与を支給したときは、その支給した金額は、その支給した日の属する事業年度の損金に算入することとしています。

なお、法人が、新たに退職給与規程を制定し又は従来の退職給与規程を改正して使用人から役員となった者に対して退職給与を支給することとした場合において、すでに使用人から役員になっている者の全員に対して使用人であった期間に係る退職給与として計算される金額をその制定時に支給し、これを損金の額に算入したときは、次のいずれにも該当するものについては、これが認められます。

- ① これまでに、使用人であった期間に係る退職給与を支給していないこと
- ② 退職給与の額が、その後のベースアップの状況等を参酌して適正であること

